アスベスト

企業の逃げ切り許さず

10地裁で190人一斉提訴

6月7日、建設アスベスト訴訟では、全国10の地方裁判所で建材企業に対して一斉提訴をしました。提訴したのは原告数で190人（東京土建は39人）です。

東京では、午前11時から東京地裁前で集会を開催。中村隆幸首都圏建設アスベスト訴訟統一本部長（東京土建委員長）は「ニチアスを始めとする建材メーカーは被害者の早期救済に踏み出そうとしないばかりか裁判の引き延ばしをくわだて、不当な対応を続けている。建材企業のアスベスト被害への責任は国以上に重い。今回の訴訟は、建材企業に対しては真摯な謝罪、訴訟の早期解決、すべての被害者を全面的に救済する制度への参加を決断させることと、被害の全面救済を広く世論に訴える意義を有している。原告、弁護団、支援団体は団結を固め、奮闘しよう」などとあいさつしました。

新規メーカー訴訟の原告を代表して戸根山仁志さん（足立）は決意表明で「裁判で法的責任が確定したにも関わらずしんしな謝罪を拒否する建材企業を断罪させたい」と述べました。

集会参加者は原告らを先頭とする入廷行進を拍手で見送り、提訴報告集会が開かれる星陵会館に移動しました。

原告を中心に東京地裁へ入廷行進。
前列右から３人目は中村統一本部長

解体の企業責任認められず

6月3日、最高裁判所第2小法廷で首都圏建設アスベスト訴訟・神奈川2陣の判決がありました。原告5人のうち1人は東京高裁に差し戻しなりましたが、4人については請求を棄却しました。4人の判決は解体作業に従事した被災者に対する建材メーカーの責任を免罪するものできわめて不当なものです。

最高裁正門前で集会を開き、原告と弁護団を送り出した支援する仲間たちは、田渕大輔弁護士の判決の報告を聞いた後に、怒りのシュプレヒコールを響かせました。

建設アクション

中企庁等に要請

給付金と資材問題で

6月2日、東京土建等の全建総連傘下の7県連組合50人で、建設アクションの中小企業庁要請を行ないました。中小企業庁、経済産業省、資源エネルギー庁からは6人の職員が出席。要請内容は、給付金関係と資材不足・高騰問題で9項目を掲げたものです。

給付金関係では、事業復活支援金をわずか半月余り延長した程度で、要請内容に積極的に答える回答がありませんでした。各組合の参加者から「給付金の登録確認機関の金融機関では融資、商工会議所では入会を申請の条件としている。給付金の趣旨からすると本末転倒なのではないか」「売上減少を指標にしている給付基準は現在の状況をふまえていない」「事業復活支援金で不支給にあったケースに、明解な説明がされていない」など現状での問題をきびしく指摘しながら、コロナ禍に加えてウクライナ問題などを考慮した中小零細企業に対する新しい支援金制度を創設することを強く要求しました。

資材不足・高騰問題で追及する
東京土建の佐藤豊副委員長

「垂木は2倍」「接着剤ない」

資材不足・高騰の問題では、給湯器などはメーカー団体に適切な対応を指示し、一定の改善がされているとの回答がありました。

組合側は「人感センサーの部品は20個頼んでも納品は2～3個」「垂木の値段は倍加している」「大手に材料は入っていても、中小企業には回ってきていない」「クロスの接着剤が不足し、取り合いになっている」など、仲間から寄せられた深刻な実態を突きつけ、資材の国内生産を進めるなどの抜本的な対策を要望しました。

来賓として、奈良統一全建総連書記次長、堀井晶東京都連書記長、笠井亮、岩渕友、宮本徹（いずれも共産党）の国会議員が出席しました。

都議会を包囲し抗議

公的病院の独法化中止せよ

横断幕を掲げる集会参加者

「7月からの都立・公社病院の独法化中止」を求める都議会包囲大集会が、5月27日、東京都庁第一本庁舎前歩道で開催され、200人（東京土建は103人）が参加しました。

今年3月、35万筆の署名を踏みにじり、自民党、都民ファーストの会、公明党、維新の会の賛成多数で独法化が可決・成立しました。しかしながら、小池知事は独法化に反対する会派からの質問には、まともな反論もできず、最後はコロナ対策を強化するためだと苦し紛れに答えました。

都立・公社病院の独法化の真の目的は、東京都の経費削減にあります。これまで都立病院は高度先進医療を担い、都民の最後の砦としての役割を果たしてきました。ところが独法化されることにより、こうした予算が削減され、利益優先の病院になってしまいます。この動きを何としても止めて、都民がこれまで通り、安心して治療を受けられるよう都立・公社病院の独法化を阻止する声を都庁へ向けて発しました。

ワット社に中労委命令

交換工は労働者

中労委命令後の記者会見で質問に答える関口計器工事関連分会書記長（村山大和支部所属）

【杉並・書記・喜多正之通信員】東京電力の電気メーター交換工たちが、会社からの不当な首切りや仕事の削減に対し全労連・全国一般労組・計器工事関連分会に結集して闘っている事件の続報です。中央労働委員会は5月16日、①団体交渉に応じること②不当行為を繰り返さない謝罪文を掲示することをワットラインサービス社に命じました。

命令は2つの点で異例と言える内容です。ひとつは、形式上請負で働く交換工たちの労働実態にしっかり踏み込み、細かい事実認定のうえで①実質的に事業組織に組み入れられ、②契約内容の一方的・定型的決定、③報酬の労務対価性、という最高裁判決に沿って、交換工を労働組合法上の労働者と認めた点。

もうひとつは、団体交渉を拒否し、仕事を削り契約を打ち切るなどの差別で組合を痛めつけてきたことも支配介入（労働組合を弱体化させる会社側の工作）であり不当労働行為だとして断罪した点です。裁判でも揺るぎ難い事実認定及び判断といえます。

命令後、5月20日に組合側は再度団体交渉を申し入れましたが、ワットラインサービス社は中央委命令に背き、交渉を拒否。親会社の東光高岳やグループ元の東電も話し合いにすら応じません。公益事業に関わる東電などの責任が問われます。

東京都連

大企業優遇見直せ

消費税率引き上げNO

訴える塩野さん（右から３人目）

5月30日、新宿駅西口で全建総連東京都連は「消費税率引き上げ反対」「インボイス制度は中止を」を掲げて宣伝行動を行ないました。この行動には3組合から24人（東京土建は8人）の仲間たちが参加しました。

行動参加者が、「税の3原則は中立、公平、簡素　さらなる消費税引き上げにNOを!!」などと書かれたチラシの入ったティッシュを配布する中で、宣伝カーの上からは山本高明執行委員（東京土建専従常任中執）の司会のもと、5人の弁士がさまざまな観点で消費税率引き下げを求めて訴えました。塩野操執行委員（東京土建常任中執）は消費税が社会保障のために使われていないことを批判し、また吉川豊執行委員（東京土建専従常任中執）は大企業への税制の優遇を見直すべきだ、とスピーチしました。

新宿での宣伝に先立ち、有楽町マリオン前、渋谷ビックカメラでも同様の宣伝を展開しました。